

評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	刑事局
名 称	被害者等通知制度の適切な運用
評価の概要	<p>平成 15 年においては、44,442 名から通知希望があり、79,454 件の情報を通知した。</p> <p>本制度については、パンフレット及び法務省ホームページ上で被害者を始めとする国民に対し説明をしている。</p> <p>検察官等においては、取調べ等の際に被害者その他の刑事事件関係者に説明し、通知希望者に対しては、通知することが相当でないとした場合を除き、刑事事件の処分結果等の情報を通知している。</p> <p>今後も提供できる情報や通知方法などについて改善すべき点があれば検討し、刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得るため、本制度の適切な運用をすることが必要である。</p>
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの
	事業等名： 犯罪被害者等事件処理結果等通知経費
	概算要求額 (千円): 7,008
	具体的内容 各通知書の発送費用等
事業等名： 犯罪被害者用パンフレット作成経費	
概算要求額 (千円): 12,537	
具体的内容 被害者等通知制度の概要等を掲載しているパンフレット印刷製本費用等	
(3) その他 該当なし	
2. 今後の予定	
(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの (具体的内容・取組予定時期)	
該当なし	
(2) その他 (具体的内容・取組予定時期)	
引き続き被害者等通知制度の適切な運用に努める。	
3. その他	
該当なし	
備 考	平成 14 年度の評価結果を踏まえ、平成 16 年 1 月から「通知希望者に通知しなかった数」について把握できるように統計方法を変更した。

評価結果の政策への反映状況報告書

平成16年9月1日現在

政策所管部局	刑事局
名 称	検察広報の積極的推進
評価の概要	<p>本施策につき、検察庁において、移動教室、出前教室、刑事裁判傍聴等を中心に様々な検察広報活動が、小学生から一般に至る幅広い層に約470回実施され、参加人数も1万6,500人以上と多数であった。</p> <p>また、各種広報活動の対象者範囲を拡大するとともに、一層の積極的広報の推進に関する方針の周知・徹底を図り、より一層の積極的な広報活動が行われた。</p> <p>さらには、検察庁ホームページの継続的運用や検察広報官の増設などにより、より効率的で効果的な検察広報活動が行われた。</p> <p>以上のことから、基本目標及び達成目標はおおむね達成したと評価できる。</p>
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの 該当なし
	(3) その他
	<p>-----</p> <p>機構・定員要求</p> <p>-----</p> <p>具体的内容 平成17年度機構要求において、要求地方検察庁における検察広報官の増設要求（さいたま、千葉、京都、高松各1）</p>
2. 今後の予定	
(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの（具体的内容・取組予定時期） 該当なし	
(2) その他（具体的内容・取組予定時期） 該当なし	
3. その他 該当なし	
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	刑事局
名 称	捜査における通訳の適正の確保
評価の概要	通訳人セミナーを開催した結果、捜査に必要とされる知識、公平・中立な通訳を行うための心構えが修得され、通訳人としての資質の向上に資することとなった。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの 該当なし
	(3) その他
	<p style="text-align: center;">取組を行った時期 (1)平成 16年 7月 ,(2)平成 16年 4月 ~</p> <p style="text-align: center;">具体的内容</p> <p>(1) 平成 16 年度の通訳人セミナーにおいては、適正な通訳に資する情報の提供等をより一層充実させるため、検察官と通訳人との意見交換の時間を増やしたほか、通訳人相互の情報交換の機会を設けた。</p> <p>(2) セミナー後のアンケートに寄せられた「捜査通訳を行っていく上で参考になるような資料についての情報が欲しい」等の要望を踏まえ、捜査通訳に関する各種情報を掲載するために試行していた通訳人ホームページの本格運用を開始した。</p>
2. 今後の予定	
(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの (具体的内容・取組予定時期) 該当なし	
(2) その他 (具体的内容・取組予定時期) 平成 17 年 7 月の通訳人セミナーまでに研修内容及びホームページの掲載内容をより一層充実させることにより、通訳人支援の有効な方策とし、通訳の適正な確保に資することとしたい。	
3. その他 該当なし	
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成16年9月1日現在

政策所管部局	矯正局
名 称	矯正職員に対する研修の充実強化
評価の概要	<p>矯正施設で勤務する職員に、階層に応じたさまざまな研修を実施することにより、すべての職員に対し、質の高い人権研修を付与する機会を与え、これにより職員の人権意識の向上が図られたものと評価できる。</p> <p>今後は、職員の一層の人権意識の向上を図り、被収容者の人権を尊重した処遇が行われるよう、行動科学的な視点を取り入れた実務に即した研修の導入など、より効果的な研修の実施を推進する必要がある。</p>
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	<p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし</p>
	<p>(2) 予算措置を講じたもの</p> <p>-----</p> <p>事業等名： 人権研修体制の充実強化</p> <p>-----</p> <p>概算要求額 (千円)： 29,563千円</p> <p>-----</p> <p>具体的内容 平成16年度中に矯正研修所及び行刑施設において、行動科学的な視点を取り入れた実務に即した研修（非暴力的危機介入法）をそれぞれ実施するところ、その研修効果等を踏まえつつ、平成17年度概算要求においても同研修の拡充を図るために必要な経費を要求している。</p>
	<p>(3) その他</p> <p>-----</p> <p>取組を行った時期： 通年</p> <p>-----</p> <p>具体的内容 職員の一層の人権意識の向上を図り、受刑者の人権を尊重した処遇の実施に資するため、行動科学的な視点を取り入れた実務に即した研修（非暴力的危機介入法）を行刑施設に導入することを目指し、矯正研修所において同研修のインストラクターを育成するなどの取組を行った。</p>
	2. 今後の予定
	<p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの (具体的内容・取組予定時期) 該当なし</p>
	<p>(2) その他 (具体的内容・取組予定時期) 矯正研修所支所（全国8か所）において、行刑施設の中間監督者に対し、非暴力的危機介入法研修を実施するとともに、行刑施設においても、育成したインストラクターによる同様の自庁研修を実施する。 さらに、施設内での様々な事象をもとにしたロールプレイング等を内容とする自庁研修用権利研修資料を作成し、全矯正施設に配布し、活用させるほか、矯正研修所及び同支所における新採用職員、中級幹部養成、上級幹部養成のための研修に新規の医療関係科目を導入する。 これら研修の充実強化に取り組み、矯正施設に勤務する職員の一層の人権意識の向上に努め、引き続き被収容者の人権を尊重した処遇の推進を図る。</p>
	<p>3. その他 該当なし</p>
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	矯正局
名 称	矯正施設における職業教育の充実強化
評価の概要	<p>受刑者の出所後の就労に資すると考えられる資格、免許等については、前年度を285名上回る2,214名(前年比114.8パーセント)が取得しており、受刑者の改善更生や社会復帰に資していると評価できる。</p> <p>今後は、引き続き労働需要に関する情報を収集・分析し、現下の過剰収容下においても実施可能で就職に有利となる職業訓練種目の企画立案を行い、併せて、累犯受刑者の職業訓練受講機会の更なる拡大を図る必要がある。</p>
評価結果に基づく措置状況	<p>1.これまでに講じた措置の内容及び時期</p>
	<p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし</p>
	<p>(2) 予算措置を講じたもの</p> <p>-----</p> <p>事業等名：職業訓練実施経費</p> <p>-----</p> <p>概算要求額(千円)：248,550千円</p> <p>-----</p> <p>具体的内容 受刑者に対し、広く職業訓練の機会を与えるとともに、出所後の社会復帰に資する職業的知識及び技能の付与並びに免許・資格の取得等を目的とした職業訓練の実施に必要な経費について、平成17年度の概算要求に盛り込んだ。</p>
	<p>(3) その他 該当なし</p>
	<p>2.今後の予定</p>
<p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし</p>	
<p>(2) その他(具体的内容・取組予定時期) 労働需要に関する情報を収集・分析し、現下の過剰収容下においても実施可能であり、かつ、受刑者の出所後の就職に有利となるなど、円滑な社会復帰に資する職業訓練種目の企画立案を行う。</p>	
<p>3.その他 該当なし</p>	
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	矯正局
名 称	矯正施設における教育活動の推進
評価の概要	平成 16 年度に各矯正施設における教育プログラムを整備することを目的として、平成 14 年度から、矯正管区、矯正施設職員により「被害者の視点を取り入れた教育プログラム」の在り方について、調査研究を実施してきたところであるが、平成 15 年度の調査・研究においては、行刑施設 16 庁、少年施設 3 庁において、対象者に応じたプログラムの在り方等についての調査・研究のとりまとめを行った。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの 事業等名：被害者の視点を取り入れた教育の充実強化経費 概算要求額 (千円)：37,959 千円 具体的内容： 被害者の視点を取り入れた教育のプログラムを整備し、それを実効あるものとするための経費として、少年院において、犯罪被害者等を施設に招へいするための経費、被害者感情理解用ビデオソフトの開発経費、指導職員養成のための経費等について、平成 17 年度の概算要求に盛り込んだ。
	(3) その他 取組を行った時期：通年 具体的内容 平成 16 年度は、平成 15 年度に実施された、被害者の視点を取り入れた教育プログラムに係る指導演、指導要領等の調査・研究の結果を踏まえ、矯正局において、標準的な教育プログラムを作成する。各矯正施設においては、同プログラムを踏まえ、被収容者の特性等に応じた教育プログラムの整備を行う。
備 考	2. 今後の予定
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの (具体的内容・取組予定時期) 該当なし
	(2) その他 (具体的内容・取組予定時期) 調査・研究を踏まえ、平成 16 年度以降は、矯正施設の教育プログラムの整備を行うこととしている。 プログラム策定に係る今後の取組予定は以下のとおりである。 平成 16 年 10 月 プログラム骨子案の策定 平成 17 年 3 月 「被害者の視点を取り入れた教育」に係る標準的な教育プログラムの配布 各矯正施設における教育プログラムの整備 なお、今後、本年度矯正局において実施している、民間の有識者からなる「被害者の視点を取り入れた教育」研究会の成果を踏まえ、教育プログラムをより充実させるために、一部計画等の見直しを行う予定である。
3. その他 該当なし	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	保護局
名称	更生保護活動の推進 (基本目標 1 : 保護観察対象者が改善更生する。) (達成目標 1 : 保護観察処遇の充実強化を図る。) (達成目標 2 : 保護観察対象者の就業を確保する。)
評価の概要	<p>< 達成目標 1 ></p> <p>(1) 分類処遇については、平成 15 年度の調査の結果分析を材料として、16 年度に制度改正を行う予定である。類型別処遇については、覚せい剤事犯対象者に対する簡易尿検査の実施を始めとする本制度の適切かつ有効な活用を通じ、保護観察処遇の充実強化に努めていきたい。</p> <p>(2) 社会参加活動については、前年度と比較すると実施回数は 80 回増加し、保護観察対象者参加人数は 12 人増加した。今後とも、保護観察対象者の特性や地域の実情等に応じた活動先の開拓、活動内容の多様化等を積極的に行うとともに、その実施方法、参加者の選定等についてさらに工夫をする必要がある。</p> <p>(3) 各種集団処遇については、それぞれ一定の処遇効果が期待できることから、今後、実施事例に係る情報の蓄積と共有を図りつつ、その充実に向けた方策を検討していく必要がある。</p> <p>< 達成目標 2 ></p> <p>(1) 平成 15 年に保護観察を終了した者に占める無職者の割合は、14 年と比較するとほとんど変化がなく、依然として保護観察対象者の就業は厳しい状況にある。今後も保護観察対象者の就業の確保に資するために、より有効な就労指導の方法について検討していく必要がある。</p> <p>(2) 全国の協力雇用主数は平成 16 年 4 月 1 日現在でみると、前年同時期に比べ、497 事業者増加している。また、被雇用者数は 154 人増加しており、広報活動による一定の成果が上がっていると言える。今後とも新規協力雇用主の確保に努めるとともに、既存の協力雇用主に対しても、保護観察対象者の雇用促進について一層の協力を求めていく必要がある。</p>
評価結果に基づく措置状況	<p>1. これまでに講じた措置の内容及び時期</p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし</p> <p>(2) 予算措置を講じたもの</p> <p>< 達成目標 1 ></p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">事業等名：保護観察処遇の充実強化</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">概算要求額 (千円)：平成 17 年度概算要求額 432,343 千円</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">具体的内容 処遇困難な保護観察対象者に対し、保護観察官による処遇場面への積極的関与を促進する。 平成 17 年度概算要求では、類型別処遇の一環として、覚せい剤の再使用を確実に防止するため、覚せい剤事犯者に対して定期的に尿検査を実施するための経費を昨年に引き続き要求している。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">事業等名：社会参加活動・各種集団処遇の積極的実施</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">概算要求額 (千円)：平成 17 年度概算要求額 50,867 千円</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">具体的内容 主に少年の保護観察対象者に対し、社会常識の会得、自信の回復、集団における健全なコミュニケーションの学習等を目的とした奉仕活動、自然体験活動、スポーツ活動等の社会参加活動を実施し、保護観察対象者が抱える問題の改善を図る。 このほか、アルコールや薬物等の特定の問題を抱える保護観察対象者も多いことから、それぞれの問題性に即して各種集団処遇等を実施する。</p>

<達成目標 2 >

事業等名： 保護観察対象者の就業の確保

概算要求額（千円）： 平成17年度概算要求額 13,422千円

具体的内容

犯罪や非行をした者に対し、社会生活技能訓練（SST：Social Skills Training）等の処遇技法を用いて、対人能力や社会適応能力の向上を目的とした就労指導を行う。

事業等名： 協力雇用主の確保等

概算要求額（千円）： 平成17年度概算要求額 5,965千円

具体的内容

犯罪や非行をした者の就業について理解のある協力雇用主を新規に開拓するほか、協力雇用主として必要な知識等を修得するための研修を行う。

(3) その他

<達成目標 1 >

取組を行った時期：平成16年5月

具体的内容

保護司向けの研修誌「更生保護」において覚せい剤事犯対象者に対する簡易尿検査を特集として取り上げた。

機構・定員要求

具体的内容

平成17年度定員要求において、薬物事犯者再犯防止対策を強化するため、保護観察官9人の増員を要求している。

<達成目標 2 >

取組を行った時期：通年

具体的内容

協力雇用主の確保のため、「社会を明るくする運動」強調月間の7月を中心に広報を行った。

2.今後の予定

(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの (具体的内容・取組予定時期)
該当なし

(2) その他 (具体的内容・取組予定時期)

<達成目標 1 >

平成16年度に分類処遇制度の改正を行う予定である。

保護観察所観察課長等会同において、「簡易尿検査を活用した保護観察処遇を充実させるために配慮すべき事項」や「社会参加活動を活用した保護観察処遇の充実を図るための方策」について協議を行う予定。(平成16年10月)

<達成目標 2 >

今後も協力雇用主の確保のため、広報を続けていく。

3.その他

該当なし

備

考

評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	保護局
名称	更生保護活動の推進 (基本目標2：保護司制度がより活性化される。) (達成目標：保護司を幅広く確保し、研修を充実させる。)
評価の概要	<p>保護司定数の充足率は前年比0.6%減の94.1%、女性保護司の割合は前年比0.3%増の24.9%となっている。保護司平均年齢は63.3歳、60歳以上は69.3%と、依然として年齢層が高い状況にある。</p> <p>いわゆる保護司定年制を原則として実施するなど保護司の高齢化の抑制に取り組んできたが、今後とも、同制度を完全実施したことに伴う保護司の退任をも踏まえ、若年層からの保護司を確保する取組を進める必要がある。</p> <p>保護司を適正に確保するために、保護司についての社会一般の理解を得るべく取組を進めるとともに、その確保に当たっては、地方公共団体を始め関係機関・団体との一層の連携強化が必要である。</p> <p>さらに、保護司に対する研修については、保護観察処遇に直結する実践的な研修内容や研修教材となるよう考慮したが、引き続き社会情勢や対象者の資質の変化等に適切に対応するものとなるよう、その充実化を図る必要がある。</p>
評価結果に基づく措置状況	<p>1. これまでに講じた措置の内容及び時期</p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし</p> <p>(2) 予算措置を講じたもの</p> <p>事業等名：保護司の適正な確保</p> <p>概算要求額 (千円)：平成17年度概算要求額 1,208千円</p> <p>具体的内容 保護司適任者を確保するため、保護司候補者の確保に協力を得ることが可能な関係機関・団体に保護観察職員が赴き、保護司制度についての説明と保護司候補者開拓についての協力依頼を行うとともに、保護司候補者に対して法制度、保護司活動に対するサポート体制等について詳細な説明を行う。</p> <p>事業等名：保護司研修の充実</p> <p>概算要求額 (千円)：平成17年度概算要求額 511,841千円</p> <p>具体的内容 保護司に対し、その資質や処遇能力の向上を目指した研修を行う。特に、新任保護司が即戦力として実践的な処遇が行えるようにするための研修経費、近時増加している処遇困難な事件に適切に対応できるようにするためのケース研究会開催経費などを要求している。</p> <p>(3) その他</p> <p>取組を行った時期： 通年</p> <p>具体的内容 “社会を明るくする運動”の一環として、各地で保護司会が中心となって保護司制度や保護司活動の紹介をするなど社会一般への広報に努めた。 また、「地方保護司連盟及び都道府県保護司会連合会会長等協議会」を始め各種会同等において、保護司充足率等の現況について情報提供を行うなどし、保護司組織と一体となり取組を進めている。 各保護観察所において、保護司のニーズに合わせた研修テーマを選定したり、保護司の経験年数に応じた研修を実施するなど実践的な研修を実施している。また、保護司向けの研修教材として『更生保護』誌(月刊)等を作成し、全保護司に配布している。</p> <p>2. 今後の予定</p>

	<p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの (具体的内容・取組予定時期) 該当なし</p> <p>(2) その他 (具体的内容・取組予定時期) 今後も各保護観察所において保護司組織と相互に協力し、広報活動を実施していくとともに、地方自治体や地域のボランティア団体等との連携を強化して、幅広い層からの保護司適任者の開拓に努めたい。 また、各保護観察所における保護司研修を引き続き実施するとともに、『更生保護』誌を始めとする各種研修教材を作成し、保護司による更生保護活動の一層の推進を図る。</p> <p>3.その他 該当なし</p>
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	保護局
名称	更生保護活動の推進 (基本目標 3 : 犯罪予防活動を助長する。) (達成目標 1 : “社会を明るくする運動” への参加を促進させる。) (達成目標 2 : 更生保護ボランティア団体の活動を促進する。)
評価の概要	<p>< 達成目標 1 > 全国における“社会を明るくする運動”実施委員会を構成する機関・団体数は、既に相当数に達しているが、学校を始め、更に幅広く地域の関係機関・団体と連携し、広報活動を充実することにより、本運動の一層の普及浸透を図り、犯罪予防活動を助長する必要がある。</p> <p>< 達成目標 2 > (1) 各更生保護ボランティア団体においては、多彩で幅広い活動が展開されたが、今後も各団体の自発性・自主性を尊重しながら、その活動の一層の活性化が図られるよう、研修・協議会の開催等の支援を行う必要がある。 (2) 地域社会の絆の弱まりなどを背景に、新規会員の獲得が困難化していることから、効果的な広報活動、具体的な活動内容等について助言し、組織の充実に向けた支援を行っていく。</p>
評価結果に基づく措置状況	<p>1. これまでに講じた措置の内容及び時期</p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし</p> <p>(2) 予算措置を講じたもの < 達成目標 1 > 事業等名: “社会を明るくする運動” への参加の促進 概算要求額 (千円): 平成 17 年度概算要求額 13,990 千円 具体的内容 “社会を明るくする運動” の重点目標等の地区実施委員会への周知や“社会を明るくする運動” を効果的に展開するための広報資材の作成・配布を行う。 < 達成目標 2 > 事業等名: 更生保護ボランティア団体の活動の促進 概算要求額 (千円): 平成 17 年度概算要求額 9,767 千円 具体的内容 更生保護女性会員、BBS 会員等の更生保護ボランティア団体の活動を支援するため、研修・協議会等を開催する。</p> <p>(3) その他 < 達成目標 1 > 取組を行った時期: 常時 具体的内容 全国誌等への関係記事・論説の掲載、法務省ホームページにおける広報、中央行事の実施を始めとする各種広報活動に取り組んでいる。 < 達成目標 2 > 取組を行った時期: 常時 具体的内容 更生保護女性会、BBS 会が行う各種活動の企画・運営に関する支援、具体的な活動内容・効果的な広報活動及び活動に必要な知識等の情報提供等各地で実施されている先駆的・効果的な活動例の広報</p>

	<p>2.今後の予定</p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの (具体的内容・取組予定時期) 該当なし</p> <p>(2) その他 (具体的内容・取組予定時期) 引き続き、上記1のとおり取組を行っていく。</p> <p>3.その他 該当なし</p>
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	保護局
名 称	更生保護活動の推進 (基本目標 4 : 更生保護施設における犯罪前歴者等の社会復帰を促進する。) (達成目標 : 築後おおむね 20 年以上経過し, 老朽化が進んだ更生保護施設について, 順次改築・補修する。)
評価の概要	平成 15 年度に更生保護施設整備事業の実施を予定した 4 施設(全面改築 2 施設, 内外装の補修 2 施設)について, すべて予定した整備事業を完了した。当該施設においては, 処遇施設としての整備が図られ, 入所者の更生意欲及び処遇効果の伸張にも資することが期待されている。 全国の更生保護施設には改築・補修を要する施設がなお多数あり, 計画的な整備を推進する。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの
	事業等名 : 更生保護施設の整備
	概算要求額 (千円): 平成 17 年度概算要求 221,000 千円
具体的内容 平成 17 年度に改築・補修を予定している 5 施設について, 予算要求の措置を講じた。 なお, 平成 16 年度においては, 老朽化し, 安全・衛生面等の理由から改築・補修の緊急性が高い更生保護施設 4 施設(全面改築 2 施設, 内外装の補修 2 施設)について整備事業を進めている。	
(3) その他 該当なし	
2. 今後の予定	
(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの (具体的内容・取組予定時期) 該当なし	
(2) その他 (具体的内容・取組予定時期) 引き続き, 全国の更生保護施設のうち, 改築・補修の緊急性が高い更生保護施設について, その計画的な整備を推進していく。併せて, 地域に開かれた更生保護施設づくりを進める一環として, 入所者と地域住民との交流を図るための集会室の整備や, 高齢者や身体障害者など多様な入所者への対応についても検討を進めていく。	
3. その他 該当なし	
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	公安調査庁
名称	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保に寄与するための業務の実施 (基本目標：オウム真理教の活動状況を明らかにすることにより公共の安全の確保に寄与する。)
評価の概要	<p>立入検査など観察処分の実施により、教団が麻原の絶対的ともいえる影響力の下、危険な教義を保持している事実や、巧妙な手法で組織拡大を図ろうとしている事実など教団の活動実態を相当程度解明し、教団が依然として無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があることを明らかにした。</p> <p>一方、教団施設が所在する地方公共団体においては、依然として観察処分に期待が寄せられており、引き続き、観察処分により、その期待に応えていく必要があると考えている。</p>
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの
	<p>事業等名：オウム真理教調査の充実・強化経費</p> <p>概算要求額 (千円): 70,800千円</p> <p>具体的内容 教団は、依然として無差別大量殺人行為に及ぶ危険性を保持している上、特に、平成15年10月に指導体制を刷新した後は、麻原への求心力を高める方策を講じているとみられ、今後の教団をとりまく情勢如何によっては、麻原を盲信する信徒らによる不法事犯の惹起が懸念される。このような現状を踏まえ、教団の動向を明らかにするための調査をより一層充実・強化する。 平成17年度概算要求では、 イ 教団枢要施設に対する厳正な立入検査を実施するための経費 ロ 教団の実態解明のための調査用機材の整備経費 ハ 教団の海外における活動状況を解明するための職員の海外派遣旅費などを要求している。</p>
(3) その他 該当なし	
2. 今後の予定	<p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの (具体的内容・取組予定時期) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」附則2項で、同法律の施行日から起算して5年ごとに、同法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとされていることに基づき、平成16年12月をめどに同法律の見直しを行う。</p> <p>(2) その他 (具体的内容・取組予定時期) 教団については、将来無差別大量殺人行為に及ぶ危険性がある上、関係地方公共団体からも、厳正な観察処分の実施が期待されていることから、引き続き「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく調査及び観察処分の実施に全力で取り組むとともに、関係地方公共団体の長からの情報提供の請求に対しては、可能な範囲で迅速・詳細に調査結果を提供していく。</p>
3. その他 該当なし	
備考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	公安調査庁
名称	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保に寄与するための業務の実施 (基本目標：内外情勢に関する調査を通じて得られた公共の安全の確保に関する情報を政府機関に適切に提供する。)
評価の概要	国際テロや北朝鮮問題などに関して収集・分析した情報については、関係機関に迅速・適時に提報し、提報先から一定の評価を得た。 しかし、これらの問題については、把握・解明すべき課題は多数あり、公安調査庁として、我が国の治安の維持と安全の確保のために、より一層の貢献を果たすためには、調査力を質的にも量的にも、一段と充実強化する必要がある。
評価結果に基づく措置状況	<p>1. これまでに講じた措置の内容及び時期</p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし</p> <p>(2) 予算措置を講じたもの</p> <p>事業等名：朝鮮総聯・北朝鮮関連情報収集強化経費</p> <p>概算要求額 (千円)： 1 2 0 , 2 4 6 千円</p> <p>具体的内容 北朝鮮情勢が依然として不透明な情勢下にあつて、我が国の対北朝鮮政策を時宜的確なものとするため、北朝鮮及び朝鮮総聯の動向に関する情報を関係機関に時宜に応じて提供することが必要であり、そのための情報収集・分析体制をより一層強化する。 平成 1 7 年度概算要求では、 イ 朝鮮総聯等に対する調査旅費 ロ 朝鮮総聯等に対する調査用機材の整備経費 などを要求している。</p> <p>事業等名：国際テロ動向調査の充実・強化経費</p> <p>概算要求額 (千円)： 9 7 , 2 8 8 千円</p> <p>具体的内容 我が国内外を問わず、我が国権益・邦人に対するテロ攻撃の可能性が高まっている情勢下で、テロの未然防止と関係機関への迅速・的確な情報提供のため、国際テロ組織等に関する情報収集・分析体制をより一層充実強化する。 平成 1 7 年度概算要求では、 イ 諸外国関係機関との連携強化経費 ロ 国際テロ組織等に対する調査経費 ハ 国際テロ組織等に対する調査用機材の整備経費 ニ 新たな情報入手手段の構築経費 などを要求している。</p> <p>(3) その他</p> <p>機構・定員要求</p> <p>具体的内容 平成 1 7 年度機構定員要求において、国際テロ調査体制の強化のため、官職の新設及び 4 0 名の増員を要求している。</p> <p>2. 今後の予定</p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの (具体的内容・取組予定時期) 該当なし</p>

	<p>(2) その他 (具体的内容・取組予定時期)</p> <p>国際テロや北朝鮮問題といった我が国の危機管理上喫緊の課題に関しては、今後も、迅速かつ適時に関係機関に情報提供していくことが重要であり、そのためには、情報資源の効果的かつ効率的な活用を図るとともに、情勢の変化に即応できる機動的な調査体制や手法の構築、調査官個々の資質を高めるなど、調査力を総合的に向上させる取組を継続的に行っていく。</p>
	<p>3.その他 該当なし</p>
<p>備 考</p>	